

令和 8 年第 1 回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和 8 年 3 月 1 2 日

目

次

議第 4 1 号	令和 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 3 号）	別冊
議第 4 2 号	各務原市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 4 3 号	損害賠償の額を定めることについて	5 頁

議第42号

各務原市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月12日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

学校給食費の納付期限を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

各務原市学校給食費に関する条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（学校給食費の納付）

第5条 小学校及び特別支援学校の小学部において実施する学校給食に係る学校給食費は、当該年度の3月末日までに、規則で定めるところにより納付しなければならない。

2 中学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部において実施する学校給食に係る学校給食費は、当該年度の5月から7月まで及び9月から翌年3月までの各月の末日（12月にあっては、同月25日）までに、規則で定めるところにより納付しなければならない。

3 前2項に規定する納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日をもって納付期限とする。

4 市長は、次に掲げる場合には、前3項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

（1）学校給食費負担者が規則で定める学校給食費に関する給付を受ける場合

（2）前3項に規定する納付期限により難いと認める場合

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

